

鹿児島市電子入札運用規約

(目的)

第1条 この規約は、市が電子情報処理組織（市の入札執行者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札参加者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行う入札（随意契約の相手方の選定を含む。以下同じ。）における事務取扱いについて、法令、条例及び規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム かごしま縣市町村電子入札システムのコンテンツである電子入札システム（市が入札に使用する電子情報処理組織に係るものに限る。）をいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムを使用して行う入札をいう。
- (3) 紙入札 電子入札システムを使用せずに書面で行う入札をいう。
- (4) 入札執行者 主管の課長をいう。ただし、当該課長が都合により入札を執行できない場合には、主管の係長又はあらかじめ当該課長が指名した者をいう。
- (5) 電子入札システム責任者 鹿児島市企画財政局財政部契約課長をいう。

(入札参加者)

第3条 電子入札に参加することができる者（以下「入札参加者」という。）は、次表の左欄のいずれかの電子入札システムに対応する右欄の資格審査要綱に基づく市長の入札参加資格審査を受け、入札参加有資格者名簿に登録されている者（以下「名簿登載者」という。）で、第5条又は第6条の規定により電子入札システムへの利用者登録を行ったものに限る。

区分	資格審査要綱
電子入札システム（工事・委託）	鹿児島市建設工事等競争入札参加資格審査要綱 （昭和56年3月1日制定）
電子入札システム（物品・役務）	鹿児島市物品購入等入札参加資格審査要綱 （昭和62年12月1日制定）

(規約への同意等)

第4条 名簿登載者は、次条又は第6条の規定により電子入札システムへの利用者登録を行ったときは、市の条例及び規則に従うほか、かごしま縣市町村電子入札システム利用者共通規約（以下「共通規約」という。）及びこの規約の内容に同意したものとみなす。

(電子証明書（ICカード）による利用者登録)

第5条 電子入札に参加しようとする名簿登載者は、共通規約に示す電子証明書（ICカード）を取得するとともに、電子入札用電子証明書（ICカード）届出書（別記第1号様式）を電子入札システム責任者に届け出なければならない。

- 2 前項の場合において、電子証明書（ＩＣカード）の名義は、第３条に規定する入札参加有資格者名簿に登録された個人又は法人の代表者若しくは入札参加資格審査に係る委任状によって代表者から電子入札に関する権限の委任を受けた者とし、複数の名義は認めないものとする。
- 3 電子入札システム責任者は、前項の規定による届出があったときは、別記第２号様式により固有の利用者登録番号を付与して通知するものとする。
- 4 前項の利用者登録番号は、電子入札システム責任者が電子入札システムの運用上必要があると認めるときは、あらかじめ当該名簿搭載者に通知した上で変更することができる。
- 5 前２項の規定により利用者登録番号を付与された名簿搭載者は、当該番号を用いて電子入札システムへの利用者登録を行わなければならない。
- 6 電子証明書（ＩＣカード）の破損等に備えて、同一名義の電子証明書（ＩＣカード）を複数使用しようとする名簿搭載者は、第１項の規定による届出のほか電子入札用電子証明書（ＩＣカード）変更届出書（別記第３号様式）を電子入札システム責任者に提出しなければならない。
- 7 第５項の規定により利用者登録をした入札参加者は、第１項の規定による届出後に電子証明書（ＩＣカード）の内容に異動を生じた場合は、直ちに電子入札用電子証明書（ＩＣカード）変更届出書を電子入札システム責任者に提出しなければならない。
- 8 事実と異なる内容の電子証明書（ＩＣカード）を使用し、又は前項の届出を行わずに電子入札をした場合は、これらの入札を無効とすることができる。
- 9 第５項の規定により利用者登録をした入札参加者は、登録内容に異動を生じたときは、速やかに登録内容を更新しなければならない。

（ＩＤ・パスワードによる利用者登録）

第６条 前条の規定にかかわらず、金額その他の条件により市が指定する少額物品等の電子入札（以下「少額電子入札」という。）については、ＩＤ・パスワードにより電子入札をすることができる。ただし、同条の規定により電子証明書（ＩＣカード）による利用者登録を行った入札参加者はこの限りでない。

- 2 電子入札システム責任者は、電子入札システム少額物品等ＩＤ・パスワード通知書（別記第４号様式）により、鹿児島市物品購入等入札参加有資格業者名簿又は鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登録された者に、固有のＩＤ・パスワードを付与して通知するものとする。
- 3 前項のＩＤ・パスワードは、電子入札システム責任者が電子入札システムの運用上必要があると認めるときは、あらかじめ当該名簿搭載者に通知した上で変更することができる。
- 4 前２項の規定によりＩＤ・パスワードを付与された名簿搭載者は、電子入札に参加しようとするときは、電子入札システムへの利用者登録を行わなければならない。
- 5 ＩＤ・パスワードを忘失し、又は紛失し、その再発行を求める者は、直ちに電子入札シス

テム責任者に電子入札システム少額物品等 I D ・パスワード再発行申請書（別記第 5 号様式）により申請し、I D ・パスワードの再発行を受けなければならない。

6 第 4 項の規定により利用者登録をした入札参加者は、登録内容に異動を生じたときは、速やかに登録内容を更新しなければならない。

（電子入札の方法）

第 7 条 入札参加者は、共通規約に示すコアシステムが正常に動作する電子計算機及び電子証明書（I C カード）又は I D ・パスワード（以下「I C カード等」という。）を使用して、電子入札をするものとする。

2 I C カード等を使用して行った入札は、すべて当該入札参加者本人が行ったものとみなす。第 5 条第 6 項に規定する複数の電子証明書（I C カード）による利用者登録を行っている場合においてそのいずれかの電子証明書（I C カード）を使用して行った電子入札についても同様とする。

3 特定共同企業体が電子入札をする場合は、当該特定共同企業体の代表構成員が利用者登録を行っている電子証明書（I C カード）を使用するものとする。

（禁止事項）

第 8 条 次に掲げる行為は、禁止する。

(1) 他人の利用者登録番号又は I D ・パスワードを用いて電子入札をすること。

(2) 前号に定めるもののほか、電子入札システムを使用して市の入札手続を妨害すること。

2 前項の行為を行った者の電子入札は、無効とする。

（案件登録）

第 9 条 入札執行者は、電子入札に付そうとするときは、電子入札システムに入札方式、調達の概要、手続の日時その他の必要な事項を登録する。

2 電子入札における日時は、電子入札システム上に表示される日付及び時刻を基準とし、入札書の受付開始日時から受付締切日時までの期間（以下「入札期間」という。）は、入札参加者が入札書を提出するために必要な日数及び時間を考慮して定めるものとする。

（案件登録の日時変更等）

第 10 条 入札執行者は、やむを得ない理由により登録した日時等を変更し、又は電子入札を取り消す必要が生じたときは、直ちに電子入札システムに登録することにより、入札参加者に通知しなければならない。ただし、第 14 条に規定する紙入札参加者に対しては、電話、ファックス等の方法で通知する。

（システム障害時等の対応）

第 11 条 入札執行者は、電子情報処理組織の障害等により、電子入札システムを使用できないときは、電子入札を中止し、紙入札に変更することができる。

2 前項の場合においては、電話、ファックス等の方法で入札参加者に通知するものとする。

（入札書）

第12条 電子入札においては、入札金額その他必要事項を記録した電磁的記録が市の入札執行者の使用に係る電子計算機（電子入札に係るものに限る。）に備えられたファイルに記録されたときに、市に入札書が到達したものとみなす。

2 電子入札をした入札参加者は、電子入札システムが発行する入札書受付票により入札書の受付がされたことを確認しなければならない。

3 電子入札において提出された入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

4 電子入札をした入札参加者は、入札書の提出後に、当該入札に参加するために必要な条件を満たさなくなった場合又は当該入札に係る契約の相手方となることができない事情が発生した場合は、直ちに入札執行者に申し出なければならない。

（紙入札参加届出）

第13条 入札参加者は、やむを得ない理由で電子入札をすることができない場合には、入札書受付締切日の前日までに入札執行者に紙入札参加届出書（別記第6号様式）を提出しなければならない。ただし、入札執行者が特に認める場合は、この限りでない。

（紙入札の方法）

第14条 第13条の規定による届出をした者（以下「紙入札参加者」という。）は、入札執行者が指定した日時及び場所で紙入札をしなければならない。

2 前項の場合において、紙入札参加者は、入札書にくじ番号（3桁の数字に限る。）を記載しなければならない。

（添付書類）

第15条 電子入札に係る工事費内訳書その他の添付書類は、添付ファイルとして電子入札システムに登録しなければならない。

2 前項の添付書類は、入札公告等で特に指定がない場合、次表のファイル形式によるものとする。ただし、ファイルの圧縮については認めないものとする。

ファイル形式
PDFファイル
XPSファイル

3 第1項の規定にかかわらず、同項の添付書類のファイル容量が1メガバイトを超える場合は、媒体提出届（別記第7号様式）を添付し、入札執行者が指定する方法により当該添付書類を提出するものとする。添付書類を入札執行者の指定するファイル形式で作成することができる紙入札参加者についても、同様とする。

4 前3項の規定にかかわらず、入札執行者が書面により添付書類を作成すべきことを指定した場合は、入札執行者が指定する方法により当該添付書類を提出するものとする。添付書類を入札執行者の指定するファイル形式で作成することができない紙入札参加者についても、同様とする。

5 第1項又は第3項の規定による添付書類のファイルの登録又は提出をするときは、あらか

じめウイルスチェックソフトの定義ファイルを最新の状態にした上でウイルスチェックを行い、ウイルスの感染がないことを確認しなければならない。

- 6 入札執行者は、添付書類に不備又はウイルスの感染があることを発見したときは、期限を定めて当該入札参加者に再提出を指示するものとし、当該期限までに再提出が行われなかった場合は、添付書類が提出されなかったものとみなす。

(入札の辞退等)

第16条 競争入札の入札参加者が電子入札を辞退をしようとするときは、入札書受付締切日時までにその旨を電子入札システムに登録しなければならない。ただし、紙入札参加者が紙入札を辞退をしようとするときは、辞退届を提出しなければならない。

- 2 競争入札の入札書受付締切日時までに市に入札書が到達しないときは、入札を棄権したものとみなす。ただし、前項に規定する辞退届を提出した場合を除く。

(開札)

第17条 入札執行者は、開札の日時において、次項に定める開札の立会いを希望する者がいる場合はこれを立ち合わせ、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせた上で開札を行うものとする。

- 2 入札執行者は、入札参加者のうち開札の立会いを希望する者に対しては、その機会を確保するよう配慮する。

3 前2項に定める立会いの具体的な方法については、入札執行者が定めるものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、市長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札参加者のうち開札の立会いを希望する者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせないことができる。

5 入札執行者は、開札することを告げ、紙入札参加者の入札書があるときは開封して入札金額及びくじ番号（入札書にくじ番号の記載がないとき又は3桁の数字以外のものが記載してあるときは、電子入札システムで自動生成される番号とする。）を電子入札システムに登録した上で、予定価格調書を開封して予定価格を電子入札システムに登録し、一括で開札するものとする。

- 6 入札執行者は、開札の日時までに入札参加資格を失った入札参加者が提出した入札書がある場合は、当該入札書は開札せずに失格とする。

(落札者決定の場合の措置)

第18条 入札執行者は、落札者を決定したときは、電子入札システムに登録することにより、落札者に通知しなければならない。ただし、落札者が開札に立ち会わない紙入札参加者のときは、電話、ファックス等の方法で通知するものとする。

- 2 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、入札執行者は、電子入札システムのくじ機能を利用して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の9（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定による

くじ引きを行い、落札者を決定するものとする。

(落札者がいない場合の措置)

第19条 落札者がいないため再度の電子入札（再々度の電子入札を含む。以下同じ。）に付すときは、入札執行者は、電子入札システムに再度の入札書受付締切日時を登録することにより、入札参加者（再度の電子入札に参加できない者を除く。）に通知しなければならない。ただし、開札に立ち会わない紙入札参加者に対しては電話、ファックス等の方法で通知するものとする。

2 落札者がいないため電子入札を取り止めるときは、電子入札システムに登録することにより、入札参加者に通知しなければならない。

(落札者決定の保留)

第20条 令第167条の10第1項の規定に係る調査を行うとき、談合その他の不正行為があったと疑われるために所要の調査を行うときその他入札執行者が必要と認めるときは、入札執行者は電子入札システムに落札者決定保留の登録をすることにより、入札参加者に通知しなければならない。

(開札状況の公表等)

第21条 入札執行者は、電子入札システムにより入札参加者が電子入札の処理状況を随時確認できるようにするものとする。

(記録の保存)

第22条 電子入札に係る記録は、第10条又は第11条の規定により電子入札を取り消し、又は中止したものを除き、開札に係る処理を完了した日から起算して2年間電子入札システムに保存する。

(雑則)

第23条 この規約の施行に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この規約は、平成20年2月18日から施行する。

付 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成23年2月14日から施行する。

付 則

この規約は、平成24年2月13日から施行する。

付 則

この規約は、平成29年10月1日から施行する。